

第127回 福島市都市計画審議会

議案集

日時：令和6年2月21日（水）午後2時から
場所：福島市市民会館 2階「第2ホール」

1. 議 案

第127回 福島市都市計画審議会に次の議案を提出する。

議案番号	件 名	決 定 分 区	頁	備考
議案第278号	県北都市計画道路の変更について (3・4・110号 国道114号線) (3・5・115号 須川町野田町線) (3・5・123号 山下町旭町線)	福島市	3～6	
議案第279号	県北都市計画道路の変更について (3・4・126号 北沢又丸子線)	福島市	7～8	

令和6年2月21日

福島市都市計画審議会会長

県北都市計画道路の変更について（福島市決定）

県北都市計画道路を次のように変更する。

都市計画道路中3・4・110号国道114号線、3・5・115号須川町野田町線及び
3・5・123号山下町旭町線を廃止する。

理 由 書

3・4・110 国道114号線

本路線は、渡利と小倉寺を結ぶ幹線街路として昭和26年に都市計画決定された。

現道の始点付近については、主要幹線道路国道4号と接続されており、ネットワーク上問題がなく、また、国道114号線バイパスの整備に伴い、幹線道路としての機能や整備の必要性が低下したことから、廃止するもの。

3・5・115 須川町野田町線

本路線は、須川町と野田町三丁目（旧：二反田）を結ぶ幹線街路として昭和42年に都市計画決定された。

本路線の東西に幹線道路市道方木田・茶屋下線と市道太平寺・山口線が代替路線として整備されており、ネットワーク上問題がなく、幹線道路としての機能や整備の必要性が低下したことから、廃止するもの。

3・5・123 山下町旭町線

本路線は、山下町と旭町を結ぶ幹線街路として昭和26年に都市計画決定された。

本路線に並行する市道旭町・森合町線と市道旭町・霞町線が代替路線として整備されており、ネットワーク上問題がなく、幹線道路としての機能や整備の必要性が低下したことから、廃止するもの。

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・110	国道 114 号線	福島市渡利字岩下	福島市小倉寺字白山前		約 2,070m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幹線街路	3・5・115	須川町野田町線	福島市須川町	福島市野田町三丁目		約 980m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
幹線街路	3・5・123	山下町旭町線	福島市山下町	福島市旭町		約 440m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

都市計画を変更する土地の区域

1. 都市計画から除外される土地の区域

3・4・110 国道114号線

福島県福島市のうち

わたり べんてんやま 渡利字弁天山 及び いわした 字岩下の各一部の区域

おぐらじ にしものみ かぶといし あかさか おにいし くぼした かじや なかのうち
小倉寺字西物見、字兜石、字赤坂、字鬼石、字久保下、字鍛冶屋、字中ノ内、

しきがもり なかた たけのうち ごしようち どうみやしき かみのまえ
字敷ケ森、字中田、字竹ノ内、字五升内、字堂宮敷、字神ノ前、

かとうち はくさんまえ 字加登内、字白山前 及び たかはた 字高畑の各一部の区域

3・5・115 須川町野田町線

福島県福島市のうち

すかわちよう おおたまち のだまちいっちようめ のだまちにちようめ 須川町、太田町、野田町一丁目、野田町二丁目 及び のだまちさんちようめ 野田町三丁目
の各一部の区域

3・5・123 山下町旭町線

福島県福島市のうち

やましたちよう かすがちよう まつなみちよう 山下町、春日町、松浪町 及び あさひちよう 旭町
の各一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和6年2月2日から令和6年2月16日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画道路の変更経緯

3・4・110 国道114号線

年 月 日	事 項	決 定 権 者	備 考
昭和26年2月6日	当 初 決 定	建 設 大 臣	建設省告示第 38 号
昭和49年4月12日	第 1 回 変 更	福 島 県	福島県告示第 353 号
平成12年4月21日	第 2 回 変 更	福 島 県	福島県告示第 364 号

3・5・115 須川町野田町線

年 月 日	事 項	決 定 権 者	備 考
昭和42年10月9日	当 初 決 定	建 設 大 臣	建設省告示第 3417 号
昭和49年4月16日	第 1 回 変 更	福 島 市	福島市告示第 81 号
平成12年4月24日	第 2 回 変 更	福 島 市	福島市告示第 35 号

3・5・123 山下町旭町線

年 月 日	事 項	決 定 権 者	備 考
昭和26年2月6日	当 初 決 定	建 設 大 臣	建設省告示第 38 号
昭和49年4月16日	第 1 回 変 更	福 島 市	福島市告示第 81 号
平成12年4月24日	第 2 回 変 更	福 島 市	福島市告示第 35 号

県北都市計画道路の変更について（福島市決定）

県北都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・126	北沢又丸子線	福島市北沢又字馬除前	福島市丸子字柳原	福島市御山字東壁谷沢	約5,380m	地表式	2車線	18m	・JR東北本線、JR東北新幹線と立体交差 ・阿武隈急行と立体交差 ・福島交通飯坂線と平面交差 ・幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

（都）北沢又丸子線は、本市北部地区における東西軸として地区間交通に対処する路線であり、地区の骨格となる都市幹線道路として重要な交通ネットワークの一つに位置付けされ逐次整備を図っている。

当該工区については、従前地盤との高低差が大きく、道路法面として整備する必要が生じたため、区域を変更（追加）しようとするものである。

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・5・126 3・4・126	北沢又丸子線	福島市北沢又字馬除前	福島市丸子字柳原	福島市御山字東壁谷沢	約 5,380m	地表式	2車線	18m	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR東北本線、JR東北新幹線と立体交差 ・ 阿武隈急行と立体交差 ・ 福島交通飯坂線と平面交差 ・ 幹線街路と平面交差 7箇所 	区域の変更(追加)

都市計画を変更する土地の区域

福島県福島市のうち

きたさわまた はっけい
北沢又字八計の一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和6年2月2日から令和6年2月16日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画道路の変更経緯

3. 4. 1 2 6 号 北沢又丸子線

事 項	年 月 日	決定権者	備 考
当 初	昭和 26 年 2 月 6 日	建設大臣	
第 1 回変更	昭和 49 年 4 月 16 日	福島市	名称（番号）の変更
第 2 回変更	昭和 57 年 12 月 22 日	福島市	3.3.102 大森北矢野目線の変更に伴う 交差点部の変更
第 3 回変更	昭和 62 年 4 月 1 日	福島市	3.4.152 福島北 1 号線、3.4.153 福島 北 2 号線の追加に伴う付加車線設置に よる道路幅員の一部変更
第 4 回変更	平成 3 年 11 月 1 日	福島市	JR 東北本線との交差点部を平面から立体 に変更
第 5 回変更	平成 8 年 11 月 12 日	福島市	起点の変更による延長増 L=5,360m ⇒ L=5,380m 幅員変更 W=12m ⇒ W=18m(変更区間 延長 L=718m)
第 6 回変更	平成 10 年 12 月 3 日	福島市	幅員の一部変更 W=12m ⇒ W=18m (1 工 区) (変更区間延長 L=1,180m)
第 7 回変更	平成 12 年 4 月 24 日	福島市	車線数の決定 2 車線
第 8 回変更	平成 19 年 3 月 15 日	福島市	幅員の一部変更 W=12m ⇒ W=18m (2 工 区) (変更区間延長 L=580m)
第 9 回変更	平成 26 年 3 月 26 日	福島市	幅員の一部変更 W=12m ⇒ W=16m (3 工 区) (変更区間延長 L=270m)
今 回	令和 年 月 日	福島市	名称（番号）の変更 区域の一部変更（北沢又工区） (区域の追加 A=0.0264ha(264 m ²))